

【物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請】

登録通知書の廃止について

令和5年9月1日

物品購入（修繕）競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録された際に登録番号等をお知らせしていた登録通知書について、令和5年9月の申請受付分から廃止することとしました。

これに伴い、登録通知書郵送用封筒（定形長3号封筒）の添付は不要となります。詳細については、下記の「よくあるご質問」の内容をご覧ください。

よくあるご質問

Q1. 登録通知書を廃止したのはなぜですか？

A1. 申請者の登録通知書郵送用封筒の作成事務を軽減し、かつ、ペーパーレスを推進するため、登録通知書を廃止することとしました。

Q2. 登録の確認をどのようにすればよいですか？

A2. 入札用度課ホームページに掲載される有資格者名簿で登録を確認してください。なお、有資格者名簿の掲載時期は、下記のとおりです。

【令和6・7年度定例申請】 令和6年3月中旬ごろ

【随時申請】 申請書類を受理した月の翌月20日ごろ

Q3. 入札に参加する際に必要ではないのか？

A3. 不要です。入札に参加する際に、登録通知書の持参や登録通知書の写しの送付を求めることはありません。